

## 参 考

### 参考 1 令和 2 年国勢調査の概要

#### 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来 5 年ごとに行っており、令和 2 年国勢調査はその 21 回目に当たり、実施 100 年の節目となる調査です。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和 2 年国勢調査は大規模調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年及び令和 2 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び 17 年及び 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査を実施しています。

#### 調査の期日

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

#### 調査の法的根拠

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施しました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・ 国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- ① 歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、以下①，②を除く、本邦内に常住している全ての者について行いました。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

### 《注意点》

次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で，通学のために寄宿舎，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は，その宿泊している施設

イ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院している者は，その病院又は診療所，それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所，陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

## 調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、合計19項目について調査しました。

報告者負担の軽減等の観点から、「住宅の床面積」の調査事項は廃止しました。

(世帯員に関する事項)

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| (1) 氏名                    | (2) 男女の別       |
| (3) 出生の年月                 | (4) 世帯主との続き柄   |
| (5) 配偶の関係                 | (6) 国籍         |
| (7) 現在の住居における居住期間         | (8) 5年前の住居の所在地 |
| (9) 在学、卒業等教育の状況           | (10) 就業状態      |
| (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業) | (12) 仕事の種類(職業) |
| (13) 従業上の地位               | (14) 従業地又は通学地  |
| (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段    |                |

(世帯に関する事項)

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (2) 世帯員の数  |
| (3) 住居の種類 | (4) 住宅の建て方 |

## 調査の方法

### (1) 調査票

調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りが可能で、1枚に4名分記入できる連記票のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』(27言語)及び施設等補助電子調査票を使用しました。

### (2) 調査区設定

調査の実施に先立ち、令和元年10月1日現在で、令和2年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定している基本単位区を基に構成しています。

### (3) 調査の流れ

令和2年国勢調査は、総務省(統計局)―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国勢調査員―世帯の流れにより行いました。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者が業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市区町村が当該事業者が委託して実施することができるものとなりました。

#### (4) 調査票の配布等

令和2年国勢調査は、令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施しました。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとしました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査しました。

#### **集計及び結果の公表**

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、集計します。

調査結果は集計が完了した後、インターネットを利用する方法等により公表します。

なお、原則として、全ての統計表を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載します。